

利用者のために

1 調査の目的

生産者の米穀在庫等調査は、生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給の安定を図る観点から、食料行政を円滑に遂行する等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的としている。

2 調査の沿革

本調査は、昭和 22 米穀年度から食糧管理台帳を基に「生産者の現在高消費高調査」として実施しており、その後、食料行政の推進上必要な資料を整備するため、調査内容の充実を図りつつ、平成 21 米穀年度まで「生産者の米穀現在高等調査」として、総合食料局（当時）が実施してきた。

平成 22 年度には統計部に移管し、調査設計（調査規模・調査方法・調査対象等）の見直しを行い、新たに「生産者の米穀在庫等調査」として、生産者（水稻を 10 アール以上作付けた販売農家）を対象に実施した。

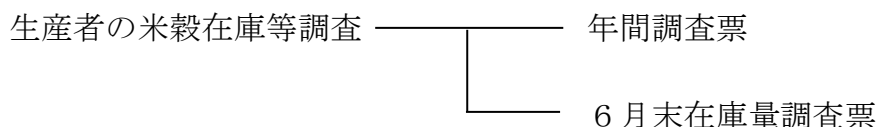
平成 30 年調査（平成 30 年 6 月～令和元年 5 月）以降は、平成 30 年産からの米政策の見直し等を踏まえ、①集計区分を都道府県から全国農業地域に集約するとともに規模階層を 4 区分に統合、②調査周期を毎月から年間（前年 6 月～当年 5 月）に変更、③調査対象の属性的範囲を販売農家から農業経営体に変更し、組織経営体を調査対象に追加する等の調査設計の見直しを行うとともに、効率的な調査実施の観点から、④小規模階層に調査票の往復郵送・回収を導入、⑤政府統計オンライン調査総合窓口から調査票をオンライン回収する等の変更を行った。

令和4年調査（令和4年6月～令和5年5月）から、調査対象について農業経営統計調査における営農類型別経営統計（個人経営体及び法人経営体）の調査対象のうち、水稻を作付けた農業経営体へ変更した。また、調査方法について全ての階層で統計調査員による調査を導入することとし、小規模階層に導入していた往復郵送・回収を廃止した。

3 調査の根拠

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

4 調査の体系



5 調査の機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

6 調査の対象

本調査は、農業経営統計調査における営農類型別経営統計（個人経営体及び法人経営体）の調査対象経営体のうち、水稻を作付けた農業経営体を対象に実施した。

7 調査対象経営体の抽出方法

(1) 標本抽出

農業経営統計調査における営農類型別経営統計（個人経営体及び法人経営体）の調査対象経営体のうち、水稻を作付けた経営体全てを標本としている。

(2) 調査対象経営体数

	調査対象経営体数 ①	有効回答数 ②	有効回答率 ②÷①
全 国	経営体 1,992	経営体 1,611	% 80.9

注： 「有効回答数」とは、回答があったもののうち、調査期間において作付けがなかった等の理由により、集計対象外とした調査対象経営体を除いた数である。

8 調査事項

年間調査票：主食用米の作付面積、収穫量、購入量、販売量、販売量の販売先別割合、無償譲渡量、自家消費量、は種用のもみ数量と苗箱数、5月31日現在の在庫量、6月30日現在の見込み在庫量等

6月末在庫量調査票：6月30日現在の在庫量（実績）

9 調査期間又は期日

年間調査票：令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間

6月末在庫量調査票：令和6年6月30日現在

10 調査実施期間

(1) 年間調査票

調査は、令和6年4月から令和6年6月中旬までの間に実施した。

(2) 6月末在庫量調査票

調査は、令和6年4月から令和6年7月中旬までの間に実施した。

11 調査方法

統計調査員が調査対象経営体に対して調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。ただし、調査対象経営体の協力が得られる場合は、調査票を郵送配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

<調査の流れ>

農林水産省 — 地方農政局等 — 統計調査員 — 調査対象経営体

12 集計方法

本調査の結果は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。

また、集計方法については、全国、全国農業地域及び水稻作付面積規模階層別（以下「規模階層別」という。）を集計区分として、各調査事項における1農業経営体当たり平均値を次式により算出した。

< 1 農業経営体当たり平均値の算出方法 >

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

$\bar{x}$: 当該集計区分における 1 経営体当たり平均値の推定値
 x_i : 当該集計区分に属する i 番目の集計経営体の調査結果
 w_i : 当該集計区分に属する i 番目の集計経営体のウエイト
 n : 当該集計区分に属する集計経営体数

各集計経営体に乗ずるウエイトは、営農類型別経営統計の集計に用いたウエイトを使用している。

階層は、規模階層別に、次のとおり区分した。

第 1 階層：1 ヘクタール未満

第 2 階層：1 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満

第 3 階層：5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満

第 4 階層：10 ヘクタール以上

13 実績精度

本調査は、他の調査と標本共用しており、固有に調査設計していないことから、実績精度は算出していない。

14 全国農業地域の区分

統計表に用いた全国農業地域区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

15 用語の解説

在庫量

経営体が保管している主食用の米穀の量をいい、販売予約済又は手付金受領済のものであっても、現品を当該経営体以外の者に引き渡していないものを含む。

収穫量	収穫した主食用の米穀の量をいい、くず米を含む。
購入量	購入、譲受け、借入れ、物々交換及び現物収入等により、他者から譲り受けた米穀の量をいい、購入した苗に相当する種子もみを含む。
飯用等	自家で食用とするため購入した米穀及び転売用に購入した米穀をいう。
は種用	種子として購入したもみ及び苗の数量をいう。
販売量	経営体が販売、交換、現物支払等により他者に有償で販売した主食用の米穀の量をいい、本調査では、次に掲げる販売先別に販売量を把握した。
J A 等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第113号。以下「食糧法」という。）第 5 条の規定に基づき米穀の生産調整方針を作成し、その方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体及び食糧法施行令（平成 7 年政令第98号）第 3 条で定める者をいう。
卸・小売業者	主として米穀の卸売の業務又は小売の業務を行う者をいう。
外食事業者	一般的に米を調理し消費者に提供する業務を営む者をいう。
一般消費者等	一般の消費者、消費者グループ、農産物直売所や道の駅等への委託販売のほか、子等親族に有償で販売した場合をいう。
その他	J A 等、卸・小売業者、外食事業者及び一般消費者等以外に有償で販売した者をいい、地代、作業賃料等に係る現物支払、物々交換等を含む。
無償譲渡	経営体が贈答等、無償で譲り渡した主食用の米穀の量をいう。
自家消費量	経営体が収穫又は購入した主食用の米穀を消費した量をいい、次の用途別の自家消費量を把握した。
飯用	食用のために使用した米穀をいい、雇い人及び来客の食事に使用した米穀を含む。
は種用	種子として使用したもみ及び苗の数量をいう。
その他	飯用及びは種用以外の用途に使用した米穀をいい、家畜等の飼料にした米穀及び自家製みそ・しょうゆ・穀粉等の原材料にした米穀並びに災

害・盗難等により紛失した米穀を含む。

16 利用上の注意

- (1) 本調査は、「2 調査の沿革」に掲げるとおり、米政策の見直し等を踏まえた累次の見直しを実施していることから、調査結果を時系列比較する場合には、そのことに留意されたい。
- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 収穫量、販売量、在庫量等の数量は、玄米換算した数値である。
- (4) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
 - 「0」 : 単位に満たないもの（例：0.4kg→0kg）又は増減がないもの
 - 「0.0」 : 増減がないもの
 - 「－」 : 事実のないもの
 - 「△」 : 負数又は減少したもの
- (5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和5年生産者の米穀在庫等調査」（農林水産省）による旨を記載されたい。

17 ホームページ掲載案内

本統計の累年データは、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米（消費）」の「生産者の米穀在庫等調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kome_zaiko/#r

18 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 営農類型別経営統計班

電話：（代表）03-3502-8111（内線 3638）

（直通）03-6744-2243

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>